

水源の森林づくり事業(協力協約推進事業)

水源の森林エリア内では、水源地域の森林の公益的機能を発揮させるため、森林をお持ちの方が、市町村と協力協約を締結して、自ら、又は委託して行う森林整備に対して、既存の造林補助への上乗せや、造林補助の対象とならない森林整備への補助を行っています。

○補助の対象エリア 水源の森林エリアが対象です。

○補助の対象者 市町村と協力協約を締結した森林所有者が対象です。

* 「協力協約」とは、補助を受けるにあたって、「水源林としての適正な森林づくり」や「2ヘクタール以上の皆伐の禁止」などについて、書面でお約束いただくものです。

* 森林をお持ちの方が、森林組合や林業会社に施業を委託した場合でも補助されます。

○補助の対象面積0.1ヘクタール以上(1,000㎡以上)が対象です。

○補助の対象となる施業

樹下植栽、下刈、間伐、枝打等の森林整備、作業路の整備などです。

* 施業内容ごとに林齢などの採択要件があります。詳細は下欄お問い合わせ先にお尋ねください。

○補助率と受け取れる補助金額の算出例（平成28年度）

①造林補助事業への上乗せ補助

補助率は1/10です。

補助金額の計算式＝標準単価×事業量×補助率

【算出例】森林経営計画等に基づく森林で、1haの間伐を行い、架線系の方法で、間伐材を30～50 m³/ha搬出する場合

受け取れる補助金額＝442,000円/ha×1.0ha×1/10＝44,200円

②造林補助事業の対象とならない森林整備への補助

補助率は8/10です。

補助金額の計算式＝標準単価×事業量×補助率

【算出例】林齢36～45年生、間伐率25%以上で1ha間伐する場合

受け取れる補助金額＝321,000円/ha×1.0ha×8/10＝256,800円

* 標準単価は施業内容や年度などで異なります。詳細は下欄お問い合わせ先にお尋ねください。

○補助申請の仕組みと流れ（森林組合や林業会社等に施業を委託した場合）

